

平成24年

第1回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成24年2月28日

神戸市相楽園会館

平成24年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成24年2月28日） 会議録

議事日程

平成24年2月28日午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の
件
- 第4 議案第2号 平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 第5 議案第3号 平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算(第2号)
- 第6 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第5号 平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議案第6号 平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計予算
- 第9 請願第1号 被保険者の負担軽減を求める請願
- 第10 一般質問
- 第11 議長の辞職
- 第12 議長の選挙
- 第13 副議長の辞職
- 第14 副議長の選挙

第15 同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

第16 議会運営委員会委員の選任

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（33名）

1番 中村三郎	2番 石田哲也
3番 稲村和美	5番 河野昌弘
7番 山中健	9番 谷口芳紀
10番 中川茂	11番 藤原崇
12番 三里茂一	13番 明石元秀
14番 來住壽一	16番 大眉均
17番 登幸人	18番 水田賢一
19番 井上嘉之	20番 吉岡正剛
21番 西村和平	22番 酒井隆明
23番 藤原敏憲	24番 辻重五郎
25番 川野四朗	27番 森和重
28番 田路勝	29番 安田正義
31番 山口雄三	32番 古谷博
33番 清水ひろ子	34番 細岡重義
35番 岡本哲夫	36番 橋本省三
37番 八幡儀則	39番 庵途典章
40番 長瀬幸夫	

欠席議員（7名）

4番	泉	房	穂	6番	濱	田	育	孝	
8番	川	村	貴	清	15番	江	原	和	明
26番	多	次	勝	昭	30番	宮	脇	修	
41番	岡	本	英	樹					

説明のため出席した者

広域連合長	西	田	正	則
副広域連合長	戸	田	善	規
事務局長	森	田	文	明
資格保険料課長	藤	原	勝	司
給付課長	伊	藤	隆	
給付課課長補佐	大	長	勇	

職務のため出席した職員

総務課長	酒	匂	義	裕
事務職員	堀	池	雅	之
事務職員	長	川	博	紀

(午後 2 時開会)

○議長(酒井隆明) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 33 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 24 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西田広域連合長。

○広域連合長(西田正則) 本日は、平成 24 年第 1 回広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変ご多忙な折にもかかわりませずご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の運営にご努力をいただいていることに、この場をお借りいたしまして、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

本日は、保険料改定、平成 24 年度広域連合予算案等諸案件を提案させていただいております。

各議案につきましては、後ほど事務局より説明させますので、何卒ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(酒井隆明) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第 3 号より第 5 号に至る報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、19番、小野市 井上議員及び40番、香美町 長瀬議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井隆明) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

次に、日程第3、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長(森田文明) 事務局長の森田でございます。

議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の1ページをご覧ください。

本件は、障害者自立支援法の改正に伴い、当該条例において引用している条文を改正するものであります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(酒井隆明) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒井隆明) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」、日程第5、議案第3号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長(森田文明) 議案第2号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」、議案第3号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきまして、相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第2号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございますが、定例会提出議案の3ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ35億5,167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億1,424万3,000円とするものでございます。

それでは、平成23年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の2ページをお開き下さい。

歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金の確定により、44万9,000円を減額するものであります。

第2項国庫補助金は、保険料収納対策等のモデル事業実施市町に対する保険者機能強化事業補助金の財源となる国の制度事業費補助金966万1,000円と、24年度の保険料軽減分として平成23年度中に交付されます円滑運営臨時特例交付金34億7,064万3,000円を増額するものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金の確定により、44

万8,000円を減額するものであります。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、市町が実施する説明会の開催並びに周知・広報に要する経費に充てる臨時特例基金繰入金として758万1,000円を、第2項特別会計繰入金は、市町における長寿健康増進事業等に係る特別調整交付金6,326万5,000円をともに増額するものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入は、臨時特例基金の利子収入142万4,000円を増額するものでございます。

以上合計で、一般会計の歳入補正額は35億5,167万7,000円の増額となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

3ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、歳入でご説明申し上げました長寿健康増進事業に係る各市町への補助金等8,050万7,000円と、平成24年度の保険料軽減措置のための臨時特例基金への積立金34億7,206万7,000円を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、保険料不均一賦課負担金の確定に伴い、89万7,000円を減額するものでございます。

以上、一般会計の歳出補正額は、合計で35億5,167万7,000円の増額となっております。

次に、議案第3号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の5ページをお開き下さい。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ141億6,773万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,642億5,265万6,000円とするものでございます。

これは、医療給付費の見直しに伴い、市町支出金、国・県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ減額し、あわせてその他の項目につき、実績を踏まえて必要な補正を行おうとするものでございます。

それでは、平成23年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の6ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料等負担金5億2,891万5,000円は被保険者の所得減少による保険料調定額の減に伴う減額、第2目療養給付費負担金2億4,363万3,000円は医療給付費の見直しに伴う減額でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金7億3,089万9,000円は医療給付費の見直しに伴う減額、第2目高額医療費負担金1億1,388万円は給付実績による減額でございます。第2項国庫補助金、第1目調整交付金2億7,748万9,000円は医療給付費の見直しに伴う減額、第2目健康診査費補助金4,547万9,000円は保健事業費の実績による減額でございます。第3目老人医療費国庫補助金7,317万5,000円は特別高額医療費共同事業拠出金額の実績による減額でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金2億4,363万3,000円の減額は医療給付費の見直しに伴うもので、第2目高額医療費負担金1億1,388万円は給付実績による減額でございます。

第4款支払基金交付金110億7,052万9,000円の減額は、医療給付費の見直しに伴うものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金3,880万8,000円の減額は、交付額の実績による見直しでございます。

7ページをお願いします。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金89万7,000円の減額は、不均一賦課に

係る一般会計からの繰入額の確定によるものでございます。第2項基金繰入金、第1目臨時特例基金繰入金5,037万3,000円は、平成23年度の保険料軽減財源としての国の臨時特例交付金により積み立てられた臨時特例基金からの繰入金について、対象者数の実績により増額するものでございます。第2目給付費準備基金繰入金7億490万3,000円の減額は、医療給付費の見直しにより当該基金からの取り崩し額が減少したものでございます。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料4,000円の増額、及び第2項預金利子1,001万8,000円の減額、第3項雑入、第2目第三者納付金5,080万円の減額、第3目返納金2,846万9,000円の増額、並びに第4目雑入35万5,000円の増額は、それぞれ実績によるものでございます。

以上合計で、特別会計の歳入補正額は、141億6,773万7,000円の減額となっております。

8ページをお開き下さい。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費140億5,409万3,000円は医療給付費の見直しに伴う減額、第2目訪問看護療養費3,511万7,000円の増額、第4目移送費3万円の減額、第5目審査支払手数料1億9,920万4,000円の減額、第2項高額療養諸費、第1目高額療養費4億196万2,000円の増額、第2目高額介護合算療養費1億4,683万4,000円の減額、第3項その他医療給付費、第1目葬祭費6,675万円の増額は、いずれもそれぞれの実績に伴うものでございます。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金1,766万6,000円の減額、次の9ページに移りまして、第4款保健事業費1億585万5,000円の減額、第5款公債費1,701万4,000円の減額は、それぞれ実績を踏まえたものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目還付金1,000万円の増額、第2目償還金2億515万6,000円の減額、第2項繰出金第1目一般会計繰

出金 6, 326 万 6, 000 円の増額、第 3 項基金積立金第 1 目給付費準備基金積立金 102 万円の増額は、それぞれ必要額の実績に基づくものでございます。

以上合計で、特別会計の歳出補正額は 141 億 6, 773 万 7, 000 円の減額となっております。

これに伴い、平成 23 年度における剰余金は 30 億 6, 397 万 8, 000 円となる見込みでございます。

以上、議案第 2 号及び議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23 番、養父市 藤原議員。自席でご発言願います。

○23 番（藤原敏憲） 23 番、藤原です。2 点についてご質問申し上げたいと思っております。

先ほど説明がございましたが、特別会計の補正予算、議案第 3 号でございますけれども、歳出の療養給付費は 140 億 5, 400 万円と、大幅な減額となっておりますけれども、これは実績に合わせて行った減額ということは理解するわけですが、前年度と比較をいたしましても、非常に大幅な減額であるということになった結果となっておりますけれども、これらについて、当初予算はどのように見込んでおられたのか。またこの大幅な医療費、給付費の減の要因は何であったのかということはお聞きしておられますか、伺っておきたいと思っております。

それからもう 1 点は、保健事業費の健康診査に要する経費でございます。当初から 1 億 580 万円の減額ということで、約 24% 減。この保健事業費健康診査につきましては、ここでは 75 歳以上の高齢者の皆さんの健康診査ということを各市町が行いますのも見ているわけですが、以前にも申し上げましたように、75 歳以上の

方が、いわゆる行政が行う健康診査に来られない方、非常に多い。しかしながら、来られなくてもかかりつけ医によって健康診査を受けておられる方も大変たくさんおられます。これは養父市の実態なんですけれども、いろんな率が出ておりまして、健康診査に来られた方の人数、それからかかりつけ医にかかっておられて、健康診査的なものを受けておられる方の人数、ここ二通り出ておりまして、この議会でも申し上げたように、やはりそれを統一すべきではないかと。健診を受けに来られた方だけの率で行っていると、非常に実態と合わない率が出てきているわけで。

今回もこのように、毎年のように保健事業費の健康診査にかかる経費が予算では組んでおきながら減額されていく。やはりこの点も実態と合っていないのではないかと。いうことを申し上げましたけれども、これらについてはどのように検討されて、今後どのようにされようとしているのか。

以上、2点につきまして、伺っておきたいと思います。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

まず今年度の特別会計、療養給付費で140億円近い補正の減額ということでございます。これの当初見込みはどうしていたのか、あるいは減額の要因はということでございます。

当初、この療養給付費につきましては5,449億円見込んでございましたが、これが決算見込みでは5,309億円ということでございます。執行率で申し上げますと97%ということで、約3%の減額でございますが、元の総額が非常に多額になってございますので、結果として補正額では140億円という形になってございます。

当初の予算の編成における見込み方ですね。被保険者数、来年度どれぐらいの後期高齢の方が加入されておられるか。またそれらの方が、1人当たりどれぐらいの医療給付を受けられる予定であるか。こういう二つの要素をそれぞれ見込んで積算をしているところでございます。

また、ご指摘の療養給付費のほかに、連動しております高額療養費、あるいは訪問看護療養費、こういったものもございますので、医療給付費と呼んでおりますが、年間にかかる医療給付費を推計をしているところでございます。

当初予算の編成時点では、被保険者数、これは62万4,000人ほどを見込んでございます。これは決算見込みでも62万3,700人ということで、ほとんど被保険者数については相違がございません。ただ、1人当たりの医療給付費を見ますと、当初91万4,000円ほどを見込んでおりましたが、今の実績では89万2,400円ということで、当初見込みより2%ほど1人当たりの受けられる医療給付費が下がると、こういう見込みをしてございます。

そういうことから、結果といたしまして140億円、こういう補正の減額になっているところでございます。

この医療給付費が減少した要素といたしますか、原因ということでございます。

これはなかなか要素を検討するのは難しゅうございますが、当初この予算を組んだときには、直近の前年度に当たります22年度の医療費の伸びというのが非常に大きかったということがございます。そういうことから、23年度も大きく伸びるだろうということで、1人当たり4%以上の伸びを見込んで予算を組んだところでございますが、23年度に実際に入りますと、逆に医療費は全国的な落ちつきを見せてきたということがございまして、伸び率も3%を下回るような、そういう形の推移をしてきてございます。これは兵庫県だけではございませんで、23年度に入りましたの医療費の伸びが緩やかになったということは全国的な傾向でございまして、恐らくいろんな要素ございますが、患者さんの受診行動であるとか、あるいは入院医療費の動向ですとか、そういったところからいろいろ分析を行っているところでございますが、やはり23年度につきましては、特に通院の医療費なども思ったほど伸びなかったということが、そういった原因の要素になったのではないかというふうに考えてございます。

それから、もう1点のご質問でございます。保健事業費の健康診査に要する費用で約1億円の補正減をしてございますが、これも当初予算なりで、どういう考え方で組んでこの減少の理由というのはどうなっているか、それから実態に合っていないのではないかというご指摘でございます。

この補助金につきましては、広域連合から市町に、主にその受診者の実績であるとか、あるいは被保険者数に基づいて各市町に補助金を交付してございます。実際予算を組むときには、この受診率といたしまして目標の20%という、これは国からもかつて示されておりましたので、現在も20%の目標ということで12万5,600人の受診者を見込んでございましたが、今回の補正見込みでは13%ということで、受診者数も7万9,500人程度になるのではないかといい見込みを立てて、1億円の減少ということになってございます。

ご指摘の受診率とその実態の乖離があるのではないかといいことでございますが、確かに、後期高齢者の方は日ごろから多くの方がかかりつけ医、あるいは地域の診療所等に受診をされておられます。そういう受診行動の中で、健診に相当するような、そういう健康管理を受けていらっしゃる方も多いわけございまして、なかなかその受診率が伸びないという理由の中に、日ごろからかかりつけ医にかかっているからというふうにおっしゃる方も、特に高齢者では多いと聞いてございます。

そこで、以前ご指摘受けたこともございますが、一つは受診率。これは受診対象者のうち、何人の方が受診されたかという、まさにその比率でございますが、分母に当たります受診対象者をどのように考えるかということがございます。これまで受診率が13%というのは、後期高齢者のすべての被保険者、62万人ほどですが、それらを対象にして13%という受診率を計算してございましたが、例えば老人ホームに入っておられる方、あるいは長期入院されている方、そういった方を除きますと、受診率というのは上がってくるということがございまして、それぞれ市町でもとらえ方が若干違いますから、なかなか正確な比較ができないという問題がございます。

またもう一つは、健診のあり方そのものにかかわることですが、本来この健診の対象者をどうとらえていくかということがございます。特に医療にかかっておられる方など、受けていただけない方がおられますが、そういった方に、少なくとも年1回こういった健診を受けていただくためにはどうしたらいいかという、そういう二つの問題があるかということでございます。これまで広域連合の取り組みといたしましては、まずこの受診率について、市町間で正確な比較ができるように統一できないかということを検討をしてまいりました。例えば受診率を計算するときの分母から、老人ホームに入っておられる方、あるいは長期入院されている方、そういった方を除外して、できるだけ正確な受診率を計算していただくようにということで、各市町に現在通知を出して検討していただいているという状況でございます。

今後でもできるだけ地域の実情に合わせた健診を進めていきたいと考えてございますし、また受診率の計算につきましては、県内できるだけ統一していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） わかりました。ぜひこの受診率については、行政によってもまちまちですし、広域連合の13%というこの受診率も実態と合っていないという意見がございますので、ぜひ早急に、去年から言っておりますので、24年度はそのようなものになることを期待をいたしております。

それからもう1点は、この健康診査で、今回は1億500万円の減額で済んだということで、実績が3億4,500万円あったということは、昨年よりもこの後期高齢者に対する健診が増えてきたということで理解していてよろしいのでしょうか。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 健診に関しますこれまでの実績でございますが、毎年そう大きく変動しているわけではございません。22年度の受診者数でございますが、7万4,000人ほどございまして、12.3%の受診率でございます。これが2

3年度、今年度の見込みでは7万9,400人ということで、やはり5,000人近く受診者の方は増えてございまして、それに伴いまして、受診率も少しずつではございますが増加傾向にあるという状況でございます。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 質疑が終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これよりお諮りをいたします。

議案第2号及び議案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第7、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第8、議案第6号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、及び日程第9、請願第1号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） ただいま上程されました、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び議案第6号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

議案書による説明の前に、平成24、25年度における保険料率の改定案につきましてご説明申し上げますので、別添の参考資料をご覧願います。

後期高齢者医療の保険料は、診療報酬の改定とあわせて2年に一度改定され、平成24年度は2回目の改定となります。1人当たり給付費が伸びていることや、後期高

齢者負担率が引き上げられることなどにより、前回の平成22年度の改定に比べ、保険料率の増加が見込まれております。

これに対しまして、広域連合の剰余金や兵庫県の財政安定化基金を活用することによって保険料の増加抑制を図っているところであり、平成24、25年度の保険料率は表1のとおり、均等割額を現行の4万3,924円から2,079円増加した4万6,003円に、所得割率を現行の8.23%から0.91ポイント上昇した9.14%へとそれぞれ改定するものでございます。

今回の改定にあたりましては、保険料の上昇を抑制するために、広域連合の23年度末剰余金の見込み額30億6,000万円と、県の財政安定化基金から2カ年にわたる交付金68億1,000万円を活用することとしており、表2のとおり、保険料上昇抑制措置を講じなかった場合は平均で14.42%の伸び率が見込まれるところを、表3のとおり、6.09%の伸びに抑え、被保険者の負担を抑制しようとするものでございます。

また、賦課限度額につきましても、国の基準が改定されたため、被保険者間の負担の公平を図る観点から、表4のとおり、国の基準に合わせ5万円増額し、55万円に変更しようとするものでございます。

次に、定例会提出議案の8ページをお開き下さい。

議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、平成24、25年度の保険料率を定めるとともに、医療の確保が著しく困難である地域に住所を有する特定地域被保険者と、給付等に要する費用の額が著しく低い市町に住所を有する特定市町区域内被保険者に適用される、平成24、25年度の保険料率を定めようとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、10ページをお開き下さい。

第8条及び第9条は、平成24年度及び平成25年度の所得割率を100分の9.14、被保険者均等割額を4万6,003円とするものでございます。

第11条及び附則第5条第10号は、それぞれ特定地域被保険者及び特定市町区域内被保険者の保険料率を定めるもので、11ページの別表第1及び別表第2のとおりでございます。

第12条及び附則第5条第11号は、賦課限度額をそれぞれ55万円に改定するものでございます。

議案第4号について、ご説明申し上げました。

次に、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」で
ございます。

定例会提出議案の12ページをお開き下さい。

本予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ15億2,836万3,000円とするものでございます。

それでは、平成24年度予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の12ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町からの共通経費負担金で、14億7,103万9,000円。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金1,887万9,000円、第2項国庫補助金は、保険者機能強化事業に係る老人医療費国庫補助金828万円、第3款県支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金1,887万8,000円、第4款繰入金、第1項基金繰入金は、説明会の開催及び周知・広報に係る臨時特例基金繰入金として、798万4,000円をそれぞれ計上しております。

また、第2項特別会計繰入金、及び13ページの第5款繰越金は、それぞれ存目でございます。

第6款諸収入は、第1項預金利子30万円、第2項雑入は基金利子収入等300万1,000円を計上しております。

以上、一般会計の歳入予算総額は15億2,836万3,000円となっております。

14ページをお開き下さい。

歳出予算でございますが、第1款議会費は、広域連合議会の開催経費182万8,000円でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は14億8,553万7,000円を計上しております。

総務管理費の主な内訳でございますが、15ページに移りまして、第1目一般管理費、第11節需用費2,232万5,000円は、用紙代等の消耗品費、封筒、パンフレット等の印刷費等、第12節役務費1億6,845万円は、郵送代等の通信運搬費、コールセンター経費等、第13節委託料9億42万8,000円は、標準システムの運用・保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費でございますが、その内容として、システム関連の事務委託において25年度からの機器更改に係るシステム改修等の移行作業のための費用や、ジェネリック医薬品利用差額の通知に係る委託料を新規に計上したこと等により、23年度に比べ、1億3,300万円余の増額となっております。第14節使用料及び賃借料9,297万9,000円は、電算処理システム機器賃借料、広域連合事務室の賃借料等、第19節負担金、補助及び交付金2億8,224万7,000円は、事務局職員の給与費負担金等でございます。

第2項選挙費は14万6,000円、第3項監査委員費は9万5,000円を計上しております。

16ページをお開き願います。

第3款民生費は、保険料不均一賦課の軽減分に係る特別会計への繰出金3,775万7,000円。

第4款予備費は300万円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳出予算総額は、15億2,836万3,000円となっております。

次に、議案第6号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

定例会提出議案の15ページをお開き願います。

第1条は、特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ6,014億3,176万5,000円とするものであります。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を150億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用できる場合を定めるものであり、同一款内での流用を可能とするものであります。

それでは、平成24年度予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の18ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金582億7,285万8,000円、及び療養給付費負担金470億4,103万4,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金1,411億2,310万4,000円、高額医療費負担金22億2,378万8,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金434億2,397万2,000円、健康診査費補助金1億7,349万2,000円、老人医療費国庫補助金8,101万円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金470億4,103万4,000円、高額医療費負担金22億2,378万8,000円、第2項財政安定化基金支出金は34億500万円を計上いたしております。

19ページに移りまして、第4款支払基金交付金は現役世代からの支援金で、2,

5 1 4 億 3, 6 0 6 万 6, 0 0 0 円、第 5 款特別高額医療費共同事業交付金は、1 億 4, 9 7 4 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 6 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課繰入金で、3, 7 7 5 万 7, 0 0 0 円、第 2 項基金繰入金は、低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る平成 2 4 年度の保険料軽減の財源に充てるために、国からの交付金により積み立てた臨時特例基金からの繰入金として、3 5 億 3, 1 1 0 万円、特別会計における剰余金を積み立てた給付費準備基金からの繰入金として、7 億 5, 6 3 7 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ計上しております。

第 7 款繰越金と第 8 款県財政安定化基金借入金は、存目でございます。

2 0 ページをお開き下さい。

第 9 款諸収入、第 1 項延滞金、加算金及び過料は、延滞金等 6 2 2 万 4, 0 0 0 円、第 2 項預金利子は 9 3 5 万 1, 0 0 0 円、第 3 項雑入は、第三者納付金等 4 億 9, 6 0 7 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は 6, 0 1 4 億 3, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円となっております。

2 1 ページに移りまして、歳出予算でございますが、第 1 款保険給付費、第 1 項療養諸費は、後期高齢者医療に係る療養諸費で、療養給付費 5, 6 8 3 億 6, 8 5 0 万 3, 0 0 0 円、訪問看護療養費 2 0 億 4 3 4 万 7, 0 0 0 円、特別療養費 1 0 0 万円、移送費 1 0 万円、審査支払手数料 1 2 億 3 7 0 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 2 項高額療養諸費は、高額療養費 2 5 9 億 7, 2 9 0 万 5, 0 0 0 円、高額介護合算療養費 5 億 2, 0 0 6 万 2, 0 0 0 円、第 3 項その他医療給付費は、葬祭費 1 9 億 5, 8 8 0 万円を計上いたしております。

第 2 款県財政安定化基金拠出金は、5 億 5, 0 3 7 万 7, 0 0 0 円でございます。

2 2 ページをお開き願います。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、1億4,974万2,000円、第4款保健事業費は、市町が実施する健康診査に要する経費5億2,047万8,000円を計上いたしております。

第5款公債費は、一時借入金利子5,104万2,000円。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料の過年度還付金等で、1億3,070万1,000円。

第3項基金積立金、及び23ページの第7款予備費は存目でございます。

以上、特別会計の歳出予算総額は、6,014億3,176万5,000円となっております。

以上、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について、ご説明申し上げます。

何卒、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席で発言をお願いします。

○16番（大眉 均） 16番の大眉でございます。条例改正案と予算について質問をさせていただきます。

まず第4号議案の兵庫県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例でございますが、先ほどご説明がありましたように、平成24年度、25年度の保険料でございますが、これを被保険者平均で6.09%引き上げる条例の改正でございます。

この保険料の負担を軽減するということで、剰余金を使い、そして、兵庫県にあります県の財政安定化基金を68億1,000万円取り崩すということで保険料の軽減を図ったとご説明がありました。しかし説明の中にありましたように、25年度末の財政安定化基金の見込みが89億円あるというふうに述べられておまして、その差

額を見ますと20億9,000万円、約21億円、平成25年度末で残るということになっております。そうした点から言いますと、その20億9,000万円を使った場合に、どれくらいの保険料軽減になるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、平成25年度でこの後期高齢者医療制度は廃止になるということになっておりますのに、まだ21億円残すというのはどういうことなのか。つまり全額使ってもいいのではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

次に、一般会計の中に説明がありましたジェネリック医薬品の普及啓発に関する費用でございますけれども、国のほうで保険財政の軽減、そして保険者、高齢者の負担軽減ということで、ジェネリック医薬品を30%にするということで、この見通しの中で、高齢者に対してジェネリック医薬品を使った場合、使わない場合とどれぐらいの差額があるのかということを知する制度を創設しようとしておられます。そのためのシステム改修費、そして通知の費用というものが一般会計の中で計上されておりますけれども、これらの費用がどのぐらいかかるのかお尋ねをしたいと思います。

そして被保険者に対する通知がされた場合、何の通知かわからない、あるいは自分が間違っているのではないだろうかというような不安とか、あるいは誤解というものが起こりはしないかなということが心配されるわけでありまして。そういう点で、どういう対策がとられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、特別会計の予算でございますけれども、保険医療費を7.23%増額見込みというか、増える見込みということで、このたび特別会計の中で医療給付費を計上されておりますけれども、その医療給付費の算出根拠についてお尋ねをしたいと思います。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 大眉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、条例改正の中で、保険料の平均改定率6.09%ということでございます。この増加抑制対策といたしまして、剰余金30億円のほかに、県の財政安定化基金か

ら約68億円の今回取り崩しということですが、確かに次の2年間終わった平成25年度末ですね、今後2年間も積み立てますので、平成25年度末で使わないでおけば、積み立て見込みでも約89億円に上るとのことです。それが見込まれるものですから、そこから21億円という必要額を残した上で、残りの68億円を保険料の軽減に充てたということになります。

もしも、仮にこの89億円という積み立て見込みを全額保険料の軽減に充てるということになると、さらに2年間で21億円分が保険料として軽減をされるということになります。1人当たりの平均で計算いたしますと、いろんな軽減の適用後の金額でございますが、大体63万人の平均として、年間で1,200円程度、月額にして約100円程度、この21億円の残りを使えば軽減するという計算になります。これはあくまで平均でございますが、中には均等割のみの方というのもおられ、所得割のかからない均等割のみの方ですと、年間で770円ほどの軽減になるという計算でございます。

それからこの財政安定基金に関連いたしまして、制度が平成25年度で廃止になるので、21億円をもう残さずに使えばどうかという、こういうご指摘でございます。

今の医療制度が今後どうなるのかということについてでございますが、少しご説明いたしますと、当初この後期高齢者医療制度を廃止するというところからスタートしたわけですが、その廃止後の新たな制度というのが一昨年の制度改革会議の中で、一応新制度案というのがまとまったわけでございます。ただ、この内容に関しましては、特にその運営主体が都道府県が担うことが望ましいと、こうなっていたところから、なかなか知事会なり、都道府県の理解、賛同を得られなかったということで、結局、昨年のちょうど1年前ですが、昨年1月に改正法案を提出して、成立すれば平成25年4月から新制度に切りかえる、こういう当初の予定だったわけでございます。これがなかなか前に進んでいない、そういうのがこれまでの現状でございます。

またそういうことで、国のほうも具体的な制度移行時期といたしますか、廃止時期と

いいですか、そういう時期は明らかにしておりませんで、現状では、関係者の理解が今なお得られていないと、こういう状況を踏まえまして、今の後期高齢者医療制度というのは、少なくとも今後2年間は継続されるということで、今回保険料の改定を提案をさせていただいておりますし、またその先も、今なお不透明であると言わざるを得ないのではないかと考えてございます。

そういうことを踏まえまして、この県の財政安定化基金の残し方でございますけども、やはりこの基金は将来のさまざまな財政リスク、特に保険料収納リスク、あるいは医療給付費の増、こういった将来の財政リスクに対応するという目的がございますので、全額取り崩して基金をゼロにするということについては適切ではないのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、一般会計予算の中でのジェネリック医薬品のご質問でございます。

いわゆる当初普通に使われている先発品から、値段の安い後発医薬品、いわゆるジェネリックと言われていますが、そういうお薬に切りかえれば、これによって患者さんの利用者負担が減りますので、幾らぐらい減るんだろうということを具体的に通知するという、差額通知の事業を広域連合として来年度から取り組もうと考えてございます。その予算を全体で1,500万円と計上してございますが、そのうち、まずコンピューターで、国保連合会に委託しながらそういう作業を行いますので、国保連合会に対するその委託料としてのシステム費用、これが215万円ほどかかります。また金額的に大きいのは、たくさんの方にこの通知を送りますので、そのための郵送料ですとか、通信料、こういったものが1,010万円ほどかかる予定でございます。そういったことで、できるだけ来年度スムーズにこういった差額通知事業というものを進めていきたいと考えてございます。

この通知を送ったときのお年寄りの方が混乱しないかということでございますが、確かにご指摘のとおり、どういうものなのかなかなか意味がわからないということが懸念されるところでございます。こういった方への対策でございますが、一つは中身

が何であるかということについて、わかりやすい丁寧な対応といたしまして、例えばわかりやすいのはチラシを同封するとか、あるいはそれでもどうしてもわからなければお電話で問い合わせさせていただくわけですが、内容的には、薬剤に関する、いわゆる専門的な話が入ってまいりますので、そういった専門的な対応ができる専用のコールセンターというものを別に設置をする予定でございます。それについても300万円ほどの予算を計上してございまして、既に全国的にも幾つかの広域連合で実施がされておりますので、そういった例を参考にしながら、混乱のないように、丁寧な対応に努めていきたいと考えてございます。

それから、来年度の保険給付費、これにつきまして総額でかなり増えているわけですが、これの算出根拠ということでございます。来年度の予算での保険給付費は約6,000億円という給付費を見込んでございますが、その大半を占めますのは、やはり医療機関に支払います、いわゆる医療給付費というものでございまして、それ以外に審査支払手数料ですとか、葬祭費といったものがございます。この医療機関にお支払いいたします医療給付費、若干先ほど申し上げましたが、被保険者数の見込みですね。来年度何人の方が加入されるかという人数と、それからお一人当たりの平均の給付費、この二つの要素を予測しながら計算をしております。平成24年度予算につきましては、被保険者見込み64万7,800人ということで、これは国の人口推計に基づいてきめ細かく算出をしております。若干適用除外ですとか、生活保護の方ですとかおられますので、そういった要素も計算して64万7,800人という見込みをしております。

一方、お一人当たりの平均医療給付費でございますが、これもようやく制度が4年ほどたちまして、過去のデータが蓄積をされてまいりましたので、来年度の予算編成に当たりましては、例えば医科、歯科、調剤といった医療区分、あるいは入院、入院外といった診療区分がございまして、そういった区分別にそれぞれ算出いたしまして、さらに伸び率も過去の2カ年の平均で伸ばすという考え方により、きめ細かい積算を

してございます。それによりまして、平成24年度は、一人当たり平均で92万1,000円ほどの給付費見込みを立ててございます。これによりまして、64万7,000人と掛け合わせますと、約5,968億円という、大半を占める医療機関への支払いが出てまいります。

このほかに手数料、これはレセプト点検等の審査支払手数料が年間で約2,000万枚ございますので、これの経費が12億円。それから被保険者の方がお亡くなりなられたときに5万円の葬祭費を支給してございますが、来年度の支給件数が3万9,000人分と見込んでございます。これに要する費用が約20億円弱でございますが、こういったものを合計いたしまして来年度の6,000億円という給付費見込みを立てているところでございます。以上です。

○議長（酒井隆明） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 保険料のことでございますけれども、先ほどのご説明で約21億円は今後どういう状況になるかわからないのでというお話でございました。説明の中にもございましたように、24年度でこの制度が終わるということであったのが、今は24年、25年という、25年度までは続くだろうというお話でありまして、この後期高齢者医療制度を廃止するということが、既に公約といたしますか、政府の方針なのにもかかわらず、なかなかその方向性がはっきりしないということは、高齢者にとっては大変な思いがあるかと思うんですよね。後期高齢者医療制度がだんだんやっていくたびに、2年ごとにこの保険料を見直すというのは、医療費の伸びといたしますか、そういうものを被保険者に、高齢者にわかってもらいたいと。医療費を抑制するという目的でつくられた制度でございますけれども、これに対する批判が厳しいわけございまして、そういう点からいたしますと、早く次の制度、安心できる制度に移行しなければならないというように思うんですよね。そういう点で、25年度に1年延びているわけなんですけれども、これをまだ先延ばしにするというために残りの21億円を置いとかなあかんというのは、どうも理解しがたいわけなんですけれど

も、その辺はどういうふうにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、ジェネリック医薬品の問題でございますが、お医者さんによってはこのジェネリックに変えてはいけないよというふうに措置をされている方もありますし、医療機関によりましては、ジェネリックの医薬品が本当に効果があるのだろうか、あるいは副作用はないのだろうかということを検討いたしまして、後発品は使わないというふうに決めておられるところもあるようでございますので、そういうだめな場合というのも含めて通知をされるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

それから、医療費の見積もりでございますが、これはいろんな形で、資料の中にもありますので大体理解ができるわけですが、そういう見積もりの中で伸びを抑えるということでございますが、総額が大変大きゅうございますので、よく検討していただいて、本当に加入者に負担がならないようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） ご質問にお答えいたします。この今の後期高齢者医療制度、今後どうなるのかということで、少なくとも25年度までは、若干その後は不透明でございます。そのために基金として21億円を置いとくのはどうかというご質問でございます。

この基金の残し方ということでございますが、やはり将来の財政リスクに対応するということございまして、恐らくまだ24年度、25年度と2年ございます。その2年間の間に生じるリスクというのものもあるわけでございます。総額6,000億円という、そういう医療給付費の中での変動でございますので、そういうものに対応するための21億円と、一定の額を残す必要があるということで、県のほうもそういう考え方で残されているというふうに考えているところでございます。

それから、ジェネリック医薬品のことでございますが、確かに先発品と比べまして、主成分は同じなんだけども、やはり製造方法も薬ももちろん違うものでございますか

ら、そういった点について、効き目、あるいは副作用を心配されるお医者さんもおられます。そういったことで、私どもも医師会さんともいろいろお話をしていますが、まずこういった差額通知を送るに当たりましては、あまりその通知を送るのにふさわしくないものというものがどうもあるようでございます。それは、例えば精神関係のお薬ですとか、がんに関するものですとか、そういったものは、やはり送るのはどうかというご意見もございまして、そういう意見もいろいろ聞きながら、主に長期に投薬されるような慢性的な疾病、そういうものに関するものに少し限定して、対象者を絞って通知をしようというふうに考えてございますし、またどうしてもジェネリックに切りかえるのに不安を持たれる方につきましては、まずは主治医の先生、あるいは薬局での窓口で十分説明を聞いて納得して使っていただけるような、そういう注意喚起もしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 先ほど、保険料の問題でございますけれども、県の指導というか、考え方に基づいて21億円を置いておくんだというお話でございましたけれども、国とか県の一定の見解というものがあろうかと思っておりますけれども、後期高齢者医療の広域連合といたしましては、やはり県、被保険者、高齢者の皆さんの負担を何とか軽減したいという思いは同じだろうと思うんですね。そういう点でこの基金が使えないのだろうかというのを検討、どの程度調整されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 県の財政安定化基金の使い方ということでございますが、やはりこの4月からの保険料改定を控えまして、広域連合といたしましてはできる限りその負担軽減になるようにということで、国あるいは県のほうにも要望してございます。兵庫県の方には、この改定にあたりまして、県が持っている財政安定化基金をできる限り活用していただきたいと、こういう要望を常々してきたところでござい

ます。

そういう経過の中で、どうしても、やはり財政安定化基金と言えば本来の目的がございませう。将来の財政リスクに備えるというところがまずありまして、それ以外に、ちょうど2年前でございませうが法改正もあって、保険料の軽減にも使えるということになったわけですが、やはり本来のその使い方、ルールについては残していく必要があるというのが、国、県の考え方でもございませうので、私の思いとしては、できる限り軽減してくださいというふうには言っておりますけれども、やはりそういう枠の中で最大限使っていくということ、今回68億円ということになったと考えてございませう。

○議長（酒井隆明） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可します。

16番、三木市 大眉議員。登壇の上、ご発言願います。

○16番（大眉 均） 16番の大眉でございませう。

議案第4号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定と、議案第6号 平成24年度の後期高齢者医療特別会計の2件について反対をいたします。

後期高齢者の医療に関する条例の一部改正の条例制定（案）は、平成24年度と平成25年度の被保険者の保険料について改正しようとするものでございませう。

改定案では、均等割額を現行の4万3,924円から4万6,003円に2,079円引き上げ、所得割率を8.23%から9.14%に0.91ポイント引き上げようとするものであります。これにより、被保険者平均では7万717円から7万5,027円と4,310円、6.09%引き上げになるものであります。

後期高齢者の保険料は、医療費等被保険者の増加により、2年ごとの見直しで保険料の負担が増加する仕組みになっています。このたびの保険料算定に当たり、今年度の剰余金見込み額全額30億6,000万円を繰り入れするとともに、兵庫県の財政安定化基金を取り崩して負担を抑えようとしていることとありますけれども、取り

崩しても、なお残り 20 億 9,000 万円の基金が残される予定であります。これを保険料の軽減に使えば、約 1,200 円引き上げを抑えることができるというふうに説明がございました。

高齢者は、この間の税金や介護保険料の負担増で、その生活はますます困難になっています。そうしたところから、この保険料の引き上げの条例改正案に反対するものでございます。

平成 24 年度後期高齢者医療特別会計についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、保険料の引き上げで後期高齢者の負担増になる予算となっております。また滞納者に対する短期保険証の問題、あるいは健康費用の問題等がありますけれども、後期高齢者が安心して医療にかかれる制度にするために、ぜひ国の負担を求め、そして、あるいは今申し上げましたように、県の基金を活用するということで求めてまいりたいと思います。以上で反対討論といたします。

○議長（酒井隆明） 議案に対する討論は終わりました。

次に、日程第 9、請願第 1 号を議題とします。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

16 番、三木市 大眉議員。登壇の上、ご発言願います。

○16 番（大眉 均） 被保険者の負担軽減を求める請願の紹介議員として、説明をさせていただきます。

先ほど来の議案の説明の中でありましたように、平成 24 年度、25 年度の被保険者の保険料を平均で 6.09% 引き上げようとする提案がなされておりますけれども、高齢者の今の現状を見ますと、これ以上の負担には耐えられない、そういう思いがございます。請願者は年金受給者の団体でございますけれども、そこに書いてございますように、年金の額が減らされるとともに、今年は多くのところで介護保険料の保険料が見直しをされ引き上げされようといたしております。こうした高齢者への負担増の上に、このたびの保険料の負担を抑えるということが必要ではないかと思っております。

それで請願項目にありますように、加入者の負担を軽減すること。そして国の負担をさらに引き上げを求めていくことを請願されております。この趣旨を理解いただきまして、ぜひご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 請願第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、平成24年4月からの保険料改定にあたり、保険料を上げないように被保険者の負担を軽減し、国に対してさらなる国庫負担を求めるものでございます。

議案第4号でご説明いたしましたとおり、このたびの保険料率改定では大幅な増加が見込まれたため、広域連合では、平成23年度末の剰余金見込み約31億円全額と、県に設置されている財政安定化基金から約68億円を取り崩し、合計約99億円を活用して被保険者の負担を抑制することとしております。

この間、国に対しましては、これまでも全国協議会を通じて、低所得者に対する軽減特例措置の継続など、被保険者の負担軽減のための要望を行ってきており、高齢者の負担に配慮した特例措置については、来年度も継続されることになっております。

また、兵庫県に対しましても、保険料の上昇を抑制するために、財政安定化基金の十分な活用を要望し、協議を行ってきたところであります。

今後も必要な要望は行ってまいります。今回はこれ以上の支援を受けることは困難であると考えており、他に財源を持たない広域連合としても最大限の繰り入れを行っていることから、これ以上の負担軽減は困難であると考えております。

以上、請願第1号についてご説明申し上げます。

○議長（酒井隆明） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可します。

23番、養父市 藤原議員。登壇の上、ご発言願います。

○ 2 3 番（藤原敏憲） 藤原でございます。

私は被保険者の負担軽減を求める請願に対しまして、賛成討論を行うものであります。

後期高齢者医療制度は、今さら言うまでもなく、発足当時から、また発足後も高齢者やさまざまな関係諸団体等から一日も早く廃止して、高齢者の立場に立った制度に改めるべきであるという声が高くなっていました。この制度の廃止を訴えて政権政党になった民主党も、遅くとも平成 2 4 年度で廃止としていましたが、結局、平成 2 5 年度末まで存続されることになってしまいました。この結果、全国的に保険料が引き上げられるといった事態となり、平成 2 4 年度は介護保険料の改定時期と一緒に、介護保険料も全国的に大幅な引き上げとなろうとしています。

このことにより、高齢者にとってはダブルパンチどころか、請願趣旨にもうたわれているように、年金も減額されようとしているわけであります。年金は減る、負担は増えるという事態では、購買力も落ち、経済にも大きな影響が出ることは必至であります。

このような事態にならないように、少しでも高齢者の負担を減らすための努力は必要であります。そのためには、国の支援、そして兵庫県で積み立てている財政安定化基金を有効に使うことが必要ではないかと考えています。

先ほどの質疑の中で、現在のままでいきますと約 2 1 億円財政安定化基金が残ります。この 2 1 億円を使うことで、後期高齢者医療制度に加入しておられる兵庫県の高齢者の皆さん、年間 1, 2 0 0 円の保険料を引き下げることができると答弁がございました。ところが、このままでいきますと、平成 2 5 年度末で約 2 1 億円残った基金は保険料の軽減に使うことはできません。

このようなやり方ではなしに、最低限の基金を残して保険料の軽減のために使うことが緊急に求められていると考えています。

今回の請願は以上のようなことを求める切実な趣旨のもとに提出をされています。

加入者の負担を軽減してほしい、国庫負担の引き上げを求めてほしいという、この内容はだれが見ても当然のことであり、兵庫県の広域連合として、兵庫県内に住み、これまで兵庫県や地域のために尽くしてこられた高齢者に老後を安心して暮らしてもらえるためにも、この請願を採択することにより多くの高齢者に励みと安心を与えるものになると確信をいたしております。

議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒井隆明） 請願に対する討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りをいたします。

まず、議案第4号について、起立の方法をもって採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（酒井隆明） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、起立の方法をもって採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（酒井隆明） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者少数)

○議長(酒井隆明) 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可します。

23番、養父市 藤原議員。自席でご発言願います。

○23番(藤原敏憲) 23番、藤原でございます。

一般質問を行います。先ほどの議案質疑でも質問も出ましたし、当局の答弁もお聞きしたわけでありまして、結局はこの後期高齢者医療制度が予想よりも2年延びてしまって、2カ年の保険料を決めなければならなくなった。この保険料を引き下げることができれば問題はなかったんですけども、残念ながら加入者は増える、医療費は増える。そうなりますと、必然的に保険料が増えていくという、こういう事態になっています。この保険料を下げるためには、国や県や地方の支援しかないわけがあります。そうしなければ保険料がどんどん上がっていくという、こういうことになっているわけでありまして、今回は剰余金と県の財政安定化基金を使って引き下げていきたいということで、平成22年度の改定るときよりも多く金を使うといったことに結果的にはなったわけですが、それでも前回よりも大幅な保険料の引き上げになってしまったことは非常に残念であります。

この財政安定化基金の使い方なんですけれども、先ほど答弁をお聞きしたわけですが、これは約21億円残すのは県が言ったことなんですか。こちらとしては、全額取り崩して保険料の軽減に使ってほしいと要請をされたんですか。まずこの点を伺っておきたいというふうに思います。

と申しますのも、この財政安定化基金は介護保険、先ほど請願の討論で申し上げましたけれども、介護保険の保険料の大幅な改定が行われようとしているということで、

国は認めてこなかったわけですがけれども、今回余りにもこの介護保険料が大幅に引き上げになるという予測がされるので、県の財政安定化基金を取り崩しても構わないと。今までは借りていたわけですね、自治体で赤字分も。ところが今回は取り崩してもいいことになりまして、兵庫県では121億円介護保険の財政安定化基金もあるわけですがけれども、これをわずか24億円しか基金を取り崩さない。あと100億円ほどは取り崩さんというふうなことを言っているわけでありましてけれども。今回この後期高齢者医療制度につきましては、国のほうとしては取り崩して構わないと、先ほどの答弁がございましたように、法律ができて取り崩しているわけですがけれども、幾ら残さなさいというのはいないですね。これは県のさじ加減ですね。ですから21億円残さなければならないという根拠はないというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

こちらとしてはどういう要求をしたのか、それに対して県はどう言ったのか。この点について詳しく答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

まず今回の改定に当たりまして、県の財政安定化基金89億円ほど見込まれる中から68億円という、2年間の額ですけども、この額はどうやって決まったのかということでございます。

これまで、やはり何も増加抑制措置を講じなければ14.4%という、非常に大幅な改定になるということがまず背景としてあったということ。また、前回の改定ではかなりの剰余金、67億円ほどの剰余金が見込まれたわけですが、今回はやはり保険料もずっと抑制してきましたので、今年度末も31億円、半分以下の剰余金しか見込めないというようなことがあって、その保険料改定に当たりまして、増加抑制のための財源というのは不足ぎみであるということから、県のほうにも要望ということで財政安定化基金をできる限り、可能な限り使ってほしいという、こういう要望

をして協議をしてきたということでございます。

その協議の中で、68億円というふうに出てございますけども、これは残し方として、21億円が残ってございますが、一つには国のほうからも、考え方として1年間の保険料の3%ほどの相当分、これぐらいはいろんな今後の諸変動によって変動リスクがあるだろうということで、保険料相当分の3%ほどは残すことに配慮したほうがいいという、そういう国からの目安のようなものが示されてございます。それを受けまして、兵庫県のほうも、これは基金の本来の目的といいますか、法制度上も保険料の軽減に充てるというのは当分の間の特例と位置づけられていることもございますし、やはり必要な額を残す必要があるということで、県のほうが68億円というのは決めたということでございまして、我々としてはできる限りというふうには申しておりましたが、やはりそれ以上使うことについては難しいということでございます。

そういうことで、今回の保険料としては14%のアップ率が見込まれるところを、半分以下の改定率ではございますが、それでもどうしても上がるわけで、そこまで抑えて今回提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、この約21億円残すと。これは国の方針もあって、県がそういうふうに言っているということなんですけれども。こちらとしては、連合長、そしたら、やはりもっと軽減するために保険料、もっと使ってほしいという要請は行ってきたということで理解をしておいてよろしいのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

と申しますのは、以前私がここの広域議員になってからもご質問申し上げたんですけども、他府県では、この制度発足当時から保険料を軽減するために都道府県がお金を出しているところもあるんですね。事務局もご承知のとおりだと思いますけれども。ところが兵庫県は、連合長のお話では、要請はしているけれども県のほうが財政がないからということで、その支援策は支援をしてくれないという答弁をいただいている

わけですけども、このように兵庫県は財政厳しいということで、もともとから県からの支援はありませんでした。

今回も国の指示に従って、財政安定化基金の全額を取り崩さないで、約21億円は残していくんだということになります。そうしますと、もう一つ先ほど言いましたように、21億円は保険料の軽減のためには使えないということなんですね、これ。25年度末で基金が残ったとして、今さら返せないということになるんですね、これ。そういうことで理解していいんですか。今取り崩したら保険料の軽減に使えますけれども、平成25年度末で残ったとしても、保険料の軽減には使えないということになるということに間違いございませんか。以上の2点についてお答えください。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 県に対しましては、この財政安定化基金につきましてはできる限り活用してほしいと、こういう要望をしてきたところでございます。最終的に基金を持っておりますのは兵庫県でございますから、最終判断は県が行うことにはなりますけども、我々としては、やはり被保険者の保険料軽減、できるだけ負担軽減するためということで、この基金についてのできる限りの活用というのをずっと要望してきたという経過がございます。

また、基金89億円の中から、2年間で68億円を使いますと、平成25年度末には、残るのは21億円というご指摘のとおりでございます。ただ、この21億円というのは、やはり、もしもこの制度が今後続けば、やはりそういう将来の財政安定化リスクのためにはある程度置いとかないといけない。そういう規模の基金であることには変わらないというふうに思っています。

ただ、万が一、さらに将来制度が伸びるとどうなるかということは、これは基金は毎年一定額を拠出して積み立ててございますので、取り崩しもしながら毎年積み立ても行っていくという仕組みになってございます。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲）　　今聞いたのは、国が言っていますのは、25年度で後期高齢者医療制度を廃止だと言っているんですね、今。今のところはですよ。もしそうなった場合に、この21億円が25年度末で残ったとしても、保険料の軽減には使えないということで理解をしておいていいのかどうかと。その時点の保険料の軽減に使えるということはないんでしょう。25年度末で廃止という場合ですよ。今いろんなところで懸念がありましてね。今の政権見ているとどうなるかわからないと。また25年度以降も続くんじゃないかというふうなことを言っておられますけれども、我々としては25年度末で廃止になるんだということで今審議をしてきておりますので、おわかり願えたと思いますけども。もし25年度末でこの制度が廃止になるとした場合に、県の財政安定化基金が残っておっても保険料の軽減には使えないということなんですね。

○議長（酒井隆明）　　森田事務局長。

○事務局長（森田文明）　　まさに基金の運用上のことに絡んできますが、基本的な考え方としましては、この21億円を残すということについては、平成24年度と25年度の今後の2年間の事業運営に変動リスクがあった場合に備えるということですから、やはりいつどういことが起こるかわかりませんので、考え方としては、その2年間の途中で起こるリスクに備えるという意味では、この21億円というのはやはり使うことはできない部分という考えがあります。

　　そういたしますと、結果として確かに25年度で制度が終わるとしても、何もそういうリスクが起らなければ、その21億円というものは残ったものになるというふうに考えられるところでございます。

○議長（酒井隆明）　　藤原議員。

○23番（藤原敏憲）　　保険料も決まってしまってからこんなこと言うのもおかしなことなんですけれども、やはり事前にそういうことはつかんでおられるわけですから。事務局は我々以上に詳しいわけですから、やはり25年度で廃止という大前提の

もとでこの制度を、保険料を決めていかないと、将来先のことまで廃止になると言っておきながら、ならないのではないかというふうな懸念をしておいたら、この制度そのものが成り立たなくなってしまうってね。さっきも言ったように、財政安定化基金をずっと積んでおかなければならない、不安があるからということになりますと、介護保険制度も一緒なんです。先ほど言いましたように、ちょっと違いますけどね、後期高齢者とは。県は121億円基金があるのに、24億円しか取り崩さないという。100億円は取り崩さない。介護保険は将来続きますからね。国のほうは初めて介護保険の保険料の軽減のために財政安定化基金を取り崩しても構わないと、こういうふうな方針を出したわけですから。やはり今回もこの後期高齢者医療制度についても、もう少しこの財政安定化基金、せめて、県は単独では支援をしてきていないわけですから。これはみんなが持ち寄ったお金なわけですからね、財政安定化基金は。県が全額積んだわけではありませんから、やはりその分については保険料の軽減のために使うべきだということを、もっと強く言ってほしかったなというふうに思いますし、あと国に対しても、やはり当初の約束を守って早く廃止し、そして保険料軽減のために支援をすると最初言っていたわけですから、それもしていません。

このような点をもう少し強く、広域連合という弱い事務局かわかりませんが、連合長、やっぱり国や県に対して支援を求めていかないと、このまま放っておきますと、また26年からも続いてしまうといったことにもなりかねませんので、ぜひその点は力を尽くしていただきたいと思っておりますけれども、連合長としてのご意見をお聞かせください。

○議長（酒井隆明） 西田広域連合長。

○広域連合長（西田正則） 非常に熱意のこもったご発言で、感謝しております。

もちろん今おっしゃいましたけども、県と国については、全国の連合長会はもとより、他の用件で行った場合もそれぞれ関係省庁へ参りまして、高齢者の負担を減らしてくれと要望している。もう一つ介護保険もあるんですけど、これはちょっと置いて

おいて。

それからもう一つは、負担軽減と、国にもうちょっと負担をアップせえと。これは、もうしょっちゅう言い続けているところでございます。

しかしながら、今21億円、さらに年間で1人当たり1,200円云々は出ておりますけれど、おっしゃる意味は十分理解できるんですけども。

最初、事務局長が申しましたように、今の現時点では25年度までとりあえず伸ばそうと。一昨年12月に一応制度改定の取りまとめをやったわけでございますけども、それも知事会も反対し、他の関係からも非常に反対が強かったもので、それでオジャンになって、やむを得ず、24年、25年と、大体2年間ほどは準備期間が必要であるわけございまして。

それで今おっしゃいましたように、25年度で一応限定して、おっしゃるように、議論は限定しなければなりませんけれども、もちろんこれ自体も、あいまいさがあり不透明。ここは不透明という言葉を使いましたが、あいまいな点も若干ご理解いただきたいわけです。絶対これで切れるとしたら、この安定化基金どないするんやという、今おっしゃる意味はようわかるんですけども。その辺も含めて、あいまいに申し上げとるんじゃないくて、かなりぎりぎりのところまで話をした。県でも聞いていただいたらわかります。

その点で、特にこの高齢者の負担、それから補助金のアップ、これについては極力やっておりますが、現時点では、やむを得ずぎりぎりのところまで協議して提案させていただいた。おっしゃる意図は十分、気持ちの上では理解できますけれども、事務サイドの、現実的な問題としてはやむを得なかったと。この点ご理解いただくとともに、今おっしゃったように、今後とも厳しく要望を展開していく覚悟でございます。

○議長（酒井隆明） 質問は終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代をいたします。

○副議長（細岡重義） 34番、細岡でございます。

日程第11、「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、酒井議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、酒井議員の退席を求めます。

(酒井隆明議員 退席)

○副議長(細岡重義) お諮りいたします。

酒井議員の議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、酒井議員の議長辞職は許可されました。

退席中の酒井議員の入場を許可します。

(酒井隆明議員 入場)

○副議長(細岡重義) 酒井議員からごあいさつがあります。登壇、お願いします。

○22番(酒井隆明) 昨年の9月からの短い間でしたけれども、議員の皆様には大変ご協力いただきまして、ありがとうございます。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。以上です。

○副議長(細岡重義) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第12、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に21番、加西市の西村議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、西村議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長(西村和平) ただいま、皆さんの御推挙をいただきまして、広域連合議会議長の任をあずかることになりました、加西市の西村でございます。

皆様のご協力によりまして、スムーズな議事運営ができますように、引き続きご協力、ご指導、ご鞭撻いただきますように、よろしくをお願いいたしまして、簡単でございますが、就任のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

○副議長(細岡重義) ごあいさつは終わりました。

この際、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長(西村和平) それでは、続いていきたいと思えます。

次に、日程第13、「副議長の辞職」を議題といたします。

本件は、細岡議員から副議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、細岡議員の退席を求めます。

(細岡重義議員 退席)

○議長(西村和平) お諮りいたします。

細岡議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、細岡議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の細岡議員の入場を許可します。

(細岡重義議員 入場)

○議長(西村和平) 細岡議員からごあいさつがあります。

○34番(細岡重義) 副議長を退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、昨年の2月19日に広域連合議会副議長に就任いたしました。その間、議員各位には格段のご理解、ご協力をいただきましたことを、心から御礼申し上げます。

簡単でございますが、退任のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(西村和平) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第14、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に35番、市川町の岡本議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、岡本議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長(岡本哲夫) ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長につくことになりました、岡本でございます。

西村議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じております。

皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

○議長(西村和平) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第15、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、25番、南あわじ市 川野議員の退席を求めます。

(川野四朗議員 退席)

○議長(西村和平) 提案理由の説明を求めます。

西田広域連合長。

○広域連合長(西田正則) ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の18ページをお開き下さい。

本件は、平成23年第1回定例会で選任いたしました辻重五郎議員が監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、南あわじ市の川野四朗議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

本件については発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の川野議員の入場を許可します。

（川野四朗議員 入場）

○議長（西村和平） 次に、日程第16、「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番、神戸市 中村議員、2番、姫路市 石田議員、5番、西宮市 河野議員、27番、淡路市 森議員、41番、新温泉町 岡本議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始慎重なご審議を賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがあります。

西田広域連合長。

○広域連合長（西田正則） 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（西村和平） ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成24年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時50分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 酒 井 隆 明

副 議 長 細 岡 重 義

議 長 西 村 和 平

署名議員 井 上 嘉 之

署名議員 長 瀬 幸 夫